

■議案第51号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

医師の不足や地域の高齢化が進む中、医師の宿日直の回数や患者数の増加等による診療負担が増えている状況にあります。宿日直手当の額については、四万十町発足以来据え置かれています。

今回の改正は、へき地等における質の高い地域保健医療の安定供給を図り、地域住民の福祉の向上に向け、県内の関係市町村等で構成する「高知県へき地医療協議会」の決定の趣旨に沿って、国保大正診療所及び国保十和診療所に勤務する医師の宿日直手当の額を改定しようとするものです。

また、土曜日の半日診療後の宿日直勤務の規定が残っているため、現状の勤務体制に合わせて整理を行います。

【改正内容】

医師の宿日直手当について、勤務1回当たりの支給額の上限を2万円から3万円に引き上げ、併せて宿日直手当に係る規定の整理を行います。

【新旧対照表】

四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号）

改正後	改正前
<p>(宿日直手当)</p> <p>第29条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>次の各号に規定する額の範囲内において規則で定める宿日直手当を支給する。</u></p> <p>(1) <u>患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 30,000円</u></p> <p>(2) <u>患者の病状の急変等に対処するための看護師の宿日直勤務 4,800円</u></p> <p>(3) <u>その他の宿日直勤務 4,200円</u></p> <p>2 前項の勤務は第24条、第25条及び第26条の勤務には含まれないものとする。</p>	<p>(宿日直手当)</p> <p>第29条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、<u>4,200円。ただし、看護師にあつては4,800円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては、20,000円。ただし、国民健康保険十和診療所に勤務する場合には10,000円)を超えない範囲内において規則で定める額を宿日直手当として支給する。ただし、執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあつては、その額は、6,300円。ただし、看護師にあつては7,200円(患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の宿日直勤務にあつては、30,000円。ただし、国民健康保険十和診療所に勤務する場合は15,000円)を超えない範囲内において規則で定める額とする。</u></p> <p>2 前項の勤務は第24条、第25条及び第26条の勤務には含まれないものとする。</p>